

三節 道苅小屋一件の概要

栗原正東

はじめに

本稿では洞川村と吉野山、本山派・当山派門跡による争論、道苅小屋一件について検討する。道苅小屋一件については、鈴木昭英氏、吉井敏幸氏、首藤善樹氏、森下恵介氏が先行研究として挙げられる。⁽¹⁾ また、その史料は『松尾山・矢田地域仏教民俗文化財調査報告書』(奈良県教育委員会、一九八五年)、『金峯山寺史料集成』に掲載されている。天明二(一七八二)から享和元(一八〇一)年にかけて続いた争論であり、道苅小屋は吉野山から山上へ至る五里五十町の道苅・道造のため交通整備・警備のために火打ヶ嶽(小天井)に設置された。吉野山は道苅小屋にて入山料として山伏、一般の参詣者から「道苅銭」を徴収していたが、洞川村から入る参詔者より徴収できなかつたため、享保期から鐘掛にあつた洞川村の陀羅尼助小屋を借りて徴収していた。しかし天明二年八月に台風に遭い鐘掛の道苅小屋は倒壊してしまい、再建の如何について齟齬が発生した。これが発端となり吉野山は天明五年八月に江戸寺社奉行に対して洞川村を告訴した。そこでも争論は平行線をたどつた。翌六年四月に吉野山が輪王寺宮門跡の差配にて再建した道苅小屋を、洞川村が本山・当山両門跡の指図によつて片付けた。その結果、翌七年より山上辻・大峯山上のどこまでが吉野山、両門跡のそれぞれ支配地であるのか、洞川村の位置づけ(警固役)等をめぐり、享和元年まで十数年に及ぶ争論となつた。吉野山は寛文年中の朱印状・裁許状⁽²⁾を根拠として山上蔵王堂まで金峯山寺の境内山林であり、吉野山山内諸集団は輪王寺門跡配下であるため両門跡の干渉は受けないとした。

このような論理は「行場」の曖昧性に起因するものと考えられる。先行研究にて取り上げられているように、靡八丁(峯筋道の左右八丁)を除いては周辺村落の村人によつて

伐採が行われ、道苅小屋近辺は陀羅尼助の売買や茶屋が置かれ、参詔者に対する商売を担う場所でもあつた。⁽³⁾ 舟知家文書には道苅小屋一件に関する諸控が複数残つており、吉野山と洞川村の供述が詳細に伺える。こうした背景を元に本稿では行場の位置づけを図る前提として道苅小屋一件を分析する。

一 近世前期における行所争論と金峯山寺の動向

寛文十一(一六七一)年に幕府の下知により山内諸集団は輪王寺門跡配下となり、吉野山は輪王寺門跡の支配下で寺僧方、満堂方が区別された諸宗兼帶の一山寺院でありつつ、寺僧方の喜蔵院、満堂方の桜本坊等は本山派、当山派の修驗教団にも所属する併存体制であつた。⁽⁴⁾

寛文八年七月に醍醐寺三宝院門跡高賢の大峯山入峯によつて、①三宝院門跡の地位が当山派の中で明確化、②以降の三宝院門跡は当山派徒書の發布⁽⁵⁾と共に支配体制を明確化するとともに「役銭の賦課・徴収」が展開されていく。⁽⁶⁾ それを契機として畿内の有力な行場が本山・当山のどちらの支配地であるか争論となり、大峯についても審議されることとなる。

【史料】

口上書并返答

一、当山大峯修行

本山当山大峯之公事目安之扣

口上之覚

一、大峯中山釋迦之嶽を限り北方ハ諸堂諸宿共ニ当山之支配之地ニ御座候事

一、同中山を限り南方諸堂諸宿ハ本山之支配地ニ而御座候、就其聖護院殿代々南方之深山ニ碑伝御造立被成候所ニ寛永年中先聖護院殿北方之当山方支配之地小篠と申所ニ碑伝造立被成候ニ付当山諸先達三宝院御門跡へ相詔新儀之事ニ御座候間、御公儀へ被仰上候様ニと御改申候得ハ三宝院御門跡御公儀へ御訴詔被成儀御遠慮ニ付、又當聖護

院殿四年以前ニ御造立被成候背古法毎度新義ニ非例被遊候御事

一、聖宝尊師大峯御再興以来結袈裟始り、諸山伏着用仕候儀ハ則大峰仍之聖宝之御願悉結袈裟着用有之御事ニ御座候候事

一、熊野三山者大峯与別山ニ而御座候、熊野權現ハ役行者以前御鎮座之御事ニ御座候、

大峯ハ役行者開基以来大峰修行始リ申候所ニ熊野三山大峯之内ト被申上候段相違仕候、大峯者大和國、熊野者紀州ニ而御座候、國も時代も格別ニ御座候事

一、役行者ハ紀州カ大峰ト申候、然處ニ大峯入峰修行断絶以後聖宝吉野カ駆入大峯御再興被遊紀州ヘ駆出熊野三山大辺路御修行被成候、是を逆峯ト申聖宝以来本山方者吉野カ入峰被遊候御事

右之通ニ御座候間被為聞召届候下知奉仰、以上

(寛文八年)
申ノ十一月廿二日

飯田備後

家廣

超昇寺

先達

寺社御奉行所

【史料一】の差出は三宝院寺侍で実務機関を担つた飯田備後、大先達の超昇寺である。吉井氏は【史料一】の一ヶ条目と二ヶ条目の一文に着目し、「本山派は深山を当山派は小篠を參籠所」とする「碑伝造立の地」であり、「勢力範囲がそれぞれ明確に区分」された「三派立合の山」⁽⁸⁾であったと論じてゐる。一方で、二ヶ条目後半以降では聖護院による当山派支配地への浸食、根本的に紀州熊野に所縁のある聖護院を大峯より排除しようする当山派の意向が伺える。醍醐寺三宝院は入峯にともない小篠に聖宝理源大師像の造立を行つており、入峰復興を契機として、中世より熊野三山検校職として權威を有した聖護院、その支配地である紀州熊野に対抗した形ではないかと考えられる。⁽⁹⁾三宝院は大峯と熊野を区分し「大峯ニ吉野」として支配地を手中に収める意向を示した。しかし、勢力範囲とは「支配地」を表わすものであり、寺領のように幕府より安堵され

た場所ではなかつた。あくまで参籠を行う範囲であつたため、道苅小屋一件の際に両山と吉野山で争うことになつた。

二 道苅小屋一件の展開

本節では道苅小屋一件について順を追つてみていく。幕府寺社奉行・評定所へ提出した書類一括の写しである「史料13」(舟知家文書四函25号)によると、鐘掛にて参詣者の登山が厳しい状況を受けて、修繕を担う道苅小屋を設置し、入峯する先達や山伏、参詣者より吉野山へ道苅銭を一人につき六文納めることになつていて。なお、道苅銭は寺僧方が享保期まで三文、享保期以降は六文徵収していた。⁽¹⁰⁾天明二(一七八二)年八月二十日、台風によつて倒壊し、八月二十八日に洞川村村人の男性が残らずが道苅小屋へ押しかけて打ち壊しを行つた記述されている。この行為に対し吉野山は洞川村役人を呼び寄せて聞いたとしたところ、「東照宮様御書物頂戴大峯山者洞川村支配ニ而、右小屋場地所者貸置杯与申之候」と述べ、洞川村洞川村側は徳川家康の書物によつて大峯山は洞川村支配地であり、道苅小屋の地所は吉野山へ貸し出しているに過ぎないと主張している。一方で、金峯山寺は寛文十一(一六七一)年の裁許状をもとに否定している。

洞川村が根拠となる御書物提出せずにいたため大和國高取藩と芝村藩へ公訴にいたる。洞川村は心得違いであつたとして内済を申し出るも、吉野山は日光門跡末寺支配を決定づけるために寺社奉行へ出訴することとなる。「史料13-1」には藏王權現領(吉野一山朱印領)は一〇一三石二斗とされている。これは寛文十一(一六七一)年の檢地改を参照したものであり、寛文十一年の日光門跡末寺支配を経て朱印領は二二九二石三升三合であつた。⁽¹¹⁾これを寺僧方、満堂方などに分配していたが、寛文十一年段階では吉野山および小路村を対象としており、大峯山についての言及はされていない。同じく天明五年に出された洞川村百姓共書上には台風後の再建に際して打ち壊しの記述はなく、道苅小屋再建を行つていた人足に対しても両山の下知を得てゐるか確認し片付けたに過ぎないと述べている。⁽¹²⁾「史料13-2」の前には上記の同文言があり、天明五年の打ち壊し

は事実か否か、「洞川村平年何等之儀を警固仕候哉、勿論洞川村者御料百姓ニ候處、公儀御定等も無御座」等と警固役の根拠が主な争点となつた。以上より、道戸小屋一件が天明五年まで延引した理由として証拠や論拠が不十分な点が多かつたことが挙げられる。「史料13」を以つて幕府評定所は洞川村でなく両山を相手取つて出訴することが仰せ渡された。¹³⁾その後天明六（一七八六）年に南都奉行に対して改めて出訴したのが「史料14」（四函26号）である。吉野山は七月四日に再度洞川村が道戸小屋を打ち壊したと申し出た。この際に両山の使者と称する帶刀人もいたとしつつも、逃げたため詳細は不明とした。この出入の差配を受けて吉野山は改めて江戸寺社奉行へ出訴し、両山との争論へと発展していく。¹⁴⁾

寛政元（一七八九年）に金峯山寺より江戸寺社奉行へ宛てた史料¹⁵⁾には暴動により小屋が損壊してしまったため別の場所（鐘掛）へ移して再開し洞川村が山役錢を徴収し始めたと書かれている。天明五年八月に寺僧方・満堂方が道戸小屋一件を江戸寺社奉行へ出訴するが先述のように証拠不十分で沙汰なしとなつた。洞川村は、道戸小屋の場所を変更し洞川村も徴収ができるならば争論を内済すると提起している。ここでそもそも洞川村が警固役として行所を担つているがだれの差配によるものかと寺社奉行に問われ、大峯山上は聖護院・三宝院の支配であり洞川村は警固役を担つてていると述べてそこで輪王寺宮配下である吉野山側は道戸小屋一件に対しても両山を相手取り争論をすることになる。その際に、【史料】にあるように既に大峯山上以南（小篠より先）は両山の圏域であり分別されていることを強調している。修驗として「例年入峯」を行つているが聖護院が行所を担う葛城修驗に対しても支配を申し立てたことはないと主張した。さらに秋嶺において大峯山上以南へ赴く際に山役錢を納めており、朱印・条目の領域を超える関与しない旨を述べている。以上のように、当初は洞川村を相手取つての争論であったが次第に両山と金峯山寺の争論も展開していく。金峯山寺は輪王寺宮による支配を強調して支配が覆されることを阻止しようとしている。洞川村は同時期に「裏行所」の支配を主張しているが、南都奉行により洞川村は敗訴となつていている。

三 洞川村による大峯山権益

本節では洞川村による吉野山に対する行動を道戸小屋一件の期間に準じてみていく。

「史料15」（四函77号）の宛所である川尻甚五郎（河尻春之）は初代五條代官であり在任期間は寛政七（一七九五）年～享和二（一八〇二）年であり、道戸小屋一件の期間であることから並行して勃發していたとわかる。宛所は南都（奈良奉行）と金峯山寺の預所である高取藩で、大峯への案内は吉野山の僧侶先達が行つてているが洞川村は大峯山を自身の支配として吉野山先達を追い払い参詣者を奪い取つていると申し出る。背景には「史料3」（四函35号）で述べられているように、山上法中より吉野山先達・洞川村に対して参詣者の案内を行つた際に食事、酒、少々の謝礼を渡していた。洞川村はそれらを参詣者に對しても要求したことが問題となり暴動にまで発展した。洞川村にとつて案内は重要な生活の糧であった。また、洞川村は行所にて十二または十八文を徴収し差し出さない参詣者に対して登頂を妨害を行つた。吉野山は大峯山上～吉野山まで金峯山寺の管理であるとした上で、参詣による渡世を妨害されてしまつては吉野町方の者も生活が成り立たないと述べている。道戸小屋一件も解決していない状況で起つており、江戸在中の惣代を通じて幕府寺社奉行へ願い出る。

山林資源の取得についても洞川村は吉野山と争つていて、立木伐採をめぐる問題とする支配を強調して支配が覆されることを阻止しようとしている。森下論文では靡八丁の伐木に際して洞川村より両山に詫状を送つていたことが述べられている。本稿でも当該期間の一例として「史料12」（四函21号）をみていく。道戸小

最後に争論の終結についてみていく。¹⁸⁾道戸小屋の場所移動について吉野山側も同意し從来通りの小屋を作るならば吉野山は両山に許可を取らなくてよい、山上堂と付随する堂舎・圈域は吉野が担い、大峯山より南は両山が担う、争論中の役錢滞納分については追つて相談することで解決することとなつた。支配域が明確化される一方、吉野山にとつて痛み分けのような結果であつたと捉えられるだろう。道戸小屋一件以降も吉野山と洞川村は大峯山内の小屋設置など、問題が継続して展開していく。

屋一件発生翌年である天明三(一七八三)年五月に起つた争論である。洞川村は山上近辺の木々伐採に関する争論である。道苅小屋一件の最中であるため両山へは申し出でないが、吉野一山内の本・当山方へ訴え出ている。洞川村は、山上法中が勝手に数種の木々を伐木している点、枯木のみ採取を許容している点を主張している。これについても双方では相違がありつつも、洞川村の立木伐木の利権については否定されていない。以上見てきたように、道苅小屋一件は「支配地」である行場をめぐる争論であるが、参詣者來訪がもたらす金銭、伐木売買といった資源など、生業と直結する問題でもあつたと捉えられるだろう。

おわりに

寛文八年の争論をきつかけに本山当山の大峰峯中の領域が確定し、金峯山寺は一山寺院として寛文十一年以来修験教団も含め輪王寺宮配下である一方、道苅小屋一件が起きるまで「支配地」とされていたため区分や所有について明確になつていなかつた。葛城修験でも同様に行所の争奪をめぐり在地寺院と聖護院が争論を宝暦(安永期)に起つており、本山はあくまで現地の先達に対応を任せしており、こうした争論が発生しない限りは慣習のままで済ませていたため争論が複雑化したといえるではないだろうか。また、吉野山は近世初期より一般参詣者が往来したが安永頃より増大する。行所であるからこそ、そこで活動し渡世を行う寺院、人々、さらには両山にとつても重要な問題であった。それ故に引き下がることはせず、解決までに長年を要する大きな争論となつたのだろう。

註

- (1) 首藤善樹『金峯山寺史』第一部第四章「大峰峯中」(国書刊行会、一〇〇四年)、鈴木昭英表記する)、森下恵介「大峰山」と山麓の人々(『吉野と大峰』東方出版、二〇二〇年、以下森下論文と表記する)、吉井敏幸「吉野大峰山と本山派・当山派」(『仏教史学研究』二

七一、一九八四年、のち川崎剛志他編『修験道とその歴史』岩田書院、一〇一三年に再録)。

- (2) 「江戸幕府下知状」(『金峯山寺史料集成』第三部三三〇号)等

(3) 森下論文では「陀羅尼助小屋一件」や「茶屋普請」など、大峯における生業について言及している。

- (4) 『序中漫録』一三、「江戸幕府下知状」(『金峯山寺史料集成』第三部二二六号)

(5) 宮家準「近世における金峯山の修験寺院と祈檀」(『神道宗教』一九九・二〇〇号、二〇〇五年)、吉井敏幸近世吉野山修験道について(『宮家準編『御嶽信仰』)雄山閣、一九八五年

- (6) 関口真規子「当山派」(林淳他編『修験道史入門』)岩田書院、二〇一五年

(7) 「本山当山大峯之公事目安之扣」(『山伏修験ニ関スル書留』下、東大史料編纂所所蔵データベース)

- (8) 吉井論文

(9) 前後して同年に当山派は熊野三山の寺社勧進組織である本願所の支配を試みるが本山派支配とされるなど、それぞれの支配域が確定されていった(『江戸幕府修験定書』聖護院文書八三箱二五号)。

- (10) 吉井論文

(11) 吉井敏幸「近世吉野山修験道について」(宮家準編『御嶽信仰』)雄山閣、一九八五年

(12) 「陀羅尼助小屋一件返答状写」(『金峯山寺史料集成』第三部三三一八号)、なお「史料13—2」は幕府へ提出した五つの証拠書類の概要(とそれに付した番号)の箇所を抄出した。証拠書類 자체は道苅小屋一件とは直接関係ないもの、例えば貞享期に伐採した木々の書上などであつた。

- (13) 鈴木論文

(14) 首藤善樹『金峯山寺史』第一部第四章「大峰峯中」(国書刊行会、一〇〇四年)

- (15) 「道苅小屋一件追訴状写」(『金峯山寺史料集成』第三部三三三号)

(16) 春に奈良県御所市・和歌山県和歌山市加太・友ヶ島で行う葛城修験の「春嶺」、秋に吉野山・熊野で行う大峰修験の「秋嶺」を原則は毎年行うことになつてゐる。

- (17) 「道苅小屋一件願書草案」(『金峯山寺史料集成』第三部三三三号)

(18) 「道苅小屋一件内済取替証文」(『金峯山寺史料補遺四』)

- (19) 『紀州研収藏目録I 和歌山市加太 向井家文書目録』和歌山大学紀州経済史文化史研究所、二〇一二年